

県民の皆様へ

令和2年5月25日、政府は、全都道府県において緊急事態措置を実施する必要がなくなったとして、特措法による緊急事態の解除を宣言しました。

島根県としては、5月14日に緊急事態宣言の区域外となって以降、感染防止と日常生活、経済活動をどこまで両立できるかといった観点から、県民の皆様をお願いする内容を少しずつ緩和してきました。

「外出自粛」の要請について、

6月19日から、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（5月25日以降に緊急事態宣言が解除された都道府県）を含めた、全ての都道府県への移動について、自粛要請を全面解除します。

県境をまたぐ移動の際には、移動先の県が提供している最新の情報を確認し、感染予防を徹底してください。

なお、観光振興の観点からの人の移動については、6月19日から、徐々に県外からの呼び込みを実施します。

一方、現時点で、感染を予防するワクチンや治療薬はなく、感染リスクがなくなったわけではありません。

このため、県民の皆さんへは、「基本的な感染症対策の徹底」を改めてお願いします。

これまでと同様に、

- ①「三つの密」の回避
- ②「人と人との距離の確保」
- ③「マスクの着用」
- ④「手洗いなどの手指衛生」

など、基本的な感染対策に継続して取り組むようお願いします。

また、これまでにクラスターが発生しているような、接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等については、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置など、店舗側で十分な感染防止策がとられている場合を除き、外出機会は極力減らしてください。

こうしたところに外出される際には、今申し上げた店舗側の感染防止対策に頼るだけでなく、各人が、「人と人との距離を保つこと」、「マスクの着用」、「手指の消毒」、「発熱等の症状がみられる場合の外出自粛」などの基本的な感染対策を徹底してください。

次に、イベントなど、催しものの主催者の方へのお願いであります。

①イベント開催の制限については、今後3段階にわたって、人数などの上限を緩和していきます。

②イベントを開催する場合は、次のような対応を基本としてください。

ア)「入退場時の制限や誘導」、「待合場所等における密集の回避」、「手指の消毒」、「マスクの着用」、「室内の換気」、「出演者の発声を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保」、「声援に係る感染防止策」など、適切な感染防止策を取ることを。

- イ) 参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握すること。
- ウ) 導入が検討されている接触確認アプリを、接触率の低減や感染拡大防止に活用すること。
- エ) 業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策を講じること。

次に、事業者の方へのお願いであります。

感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」が作成、公表されています。

事業者の方は、「感染拡大予防ガイドライン」をご確認いただき、実践をお願いします。

同時に、県民の皆様の命と生活や、県内事業者を守るため、引き続き、国や他の都道府県、市町村、医療機関などと緊密に連携を取りながら、感染拡大防止、医療提供体制の強化、地域経済の回復など、事態の収束に向けて全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和2年6月17日

島根県知事 丸山達也